

和歌山市監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、和歌山市教育委員会から定期監査の結果に基づく措置について通知があったので、同項の規定により別添のとおり公表する。

令和8年1月27日

和歌山市監査委員 森 田 昌 伸

同 上 寒 川 篤

同 上 丹 羽 直 子

同 上 中 谷 謙 二

定期監査結果に基づく措置の通知に係る公表

令和8年1月27日

和歌山市監査委員

和教政第534号
令和8年1月7日
(2026年)

和歌山市監査委員 様

和歌山市教育委員会
教育長 阿形博司
(公印省略)

令和6年度定期監査の結果に基づく措置について（通知）

令和6年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

定期監査結果に基づく措置内容

(監査実施年度：令和6年度)

項目	監査結果	措置内容	担当局部課等名
重要物品における物品処理手続きの漏れ	重要物品である冷暖房機の取替えを実施した際に、和歌山市物品管理規則に基づく物品処理手続きを見落とし、重要物品補助簿などの台帳に手入れ漏れが見受けられたので、今後このようなことがないよう適正に処理されたい。	指摘後、重要物品の保管状況に変更が生じた場合は、物品処理届などの必要な処理手続きを行うとともに、重要物品補助簿などの台帳の手入れを行うことを徹底しています。今後は、重要物品補助簿と重要物品の照合を適正に実施し、処理手続き漏れなどが発生しないよう、事務処理を実施します。	教育委員会 教育学習部 教育政策課 楠見西小学校

和歌山市公報

令和八年一月二十七日

号外第二号

別冊